

審査の結果の要旨

氏名 関口智

1. 関口智氏の博士学位請求論文「現代アメリカ連邦税制の研究」は、アメリカが連邦付加価値税を導入していないのは租税構造にどのような特徴があるからかという問題意識から、その要因を明らかにすべく 1990 年代以降のアメリカ連邦税制と税制改革論を分析したものである。分析の主たる素材は、連邦議会公聴会での一次資料等であり、税制改革案の検討を通じ、その背景、意図、そして修正プロセスを浮かび上がらせている。アメリカ税制については、既存研究が多数存在するが、「国民統合の論理」と「準備通貨国の論理」の対立と調整という視点で分析した研究は本論文が初めてであり、多くの新たなファクト・ファインディングとともに、既存の内外の研究史に対しても一石を投じる内容となっている。本論文の構成は次の通りであり、以下、各章の内容の検討を行う。

序章 問題意識と分析枠組み：研究方法と対象の限定

第 1 部 問題の構図

第 1 章 アメリカ財政の特質

第 2 章 アメリカ連邦税制の水平的租税関係

第 2 部 国内租税政策の論理

第 3 章 租税支出と雇用主提供医療保険－クリントン政権期の医療保険改革案

第 4 章 税制からみた医療・年金資金の個人積立口座化

第 5 章 勤労所得の資本所得化と税制－ストック・オプション制度

第 3 部 国際租税政策の論理

第 7 章 経常収支の赤字と国際租税政策－輸出促進と国内資金還流政策

第 8 章 グローバル化と消費課税論の台頭

終章 付加価値税なき租税体系の論理構造

2. まず、序章では本論文の課題の設定の提示が行われる。アメリカ連邦租税構造の最大の特色は、先進国で導入されている付加価値税を有していないことである。他方、アメリカにおいては、所得税内部において所得控除や税額控除、損金算入等といった租税支出 (tax expenditure) が普及し、「隠れた福祉国家」と位置づけられている。本論文の課題は、付加価値税なき租税構造の要因とその変容を明らかにすることにあるという。以下、こうした問題意識にそって、分析が行われていく。

第 1 部では、問題の構図が示される。第 1 章は、アメリカ連邦財政の特質が検討されている。実質的に本章では、論文の分析視角が提示される。アメリカ政府の租税政策の背後には「ドルの信任」を維持し、外国資本がドル資産を保有するような構造をいかに維持するかという、対外的な「準備通貨国の論理」があること、一方、国内的には所得税内部の

租税支出を用いた「国民統合の論理」も必要であること、アメリカの租税政策はこうした「準備通貨国の論理」と「国民統合の論理」の対立と調整の中で形成されるという仮説が提示されている。両者の接点を著者は、市場メカニズムとの整合性を意識した財政運営（注：租税支出）が可能なのは、準備通貨国が「法外な特権」を有しているため、外国資金が低コストで流入し、公債発行が相対的に容易であり、増税回避が可能になるという点に求めている。

第2章では、企業を軸にその成果の分配構造に着目しつつ、企業と家計の両者への課税が表裏一体のもととして分析されている。法人所得税が減少したのは、課税所得と会計利益との乖離、繰越欠損金の利用、外国税額控除の増加等にあること、個人所得税が経済成長と連動して増加したのは、好景気やストック・オプションの権利行使に伴う「給与所得」の増加や「S法人・パートナーシップ」所得の増加に超過累進税率が作用したこと、低所得者の負担となる社会保障税について勤労税額控除が逆進性の解消財源として利用され、高所得層には給付時課税を行い社会保障財政（信託基金）の圧迫を回避したことが明らかにされている。こうして高所得層に分布する資産所得を課税網の中に取り込む一方、他方で中低所得者に対して、保険料拠出への租税優遇、勤労税額控除など租税支出を行いつつ、全体としては所得税の内部で「国民統合の論理」が働いていることが浮き彫りにされる。

第2部では、国内租税政策が分析される。まず第3章では、クリントン政権期の医療保険改革が法人企業の立場から分析されている。クリントン政権は1993年9月、医療保険改革によって雇用主による医療保険の提供（法定外福利費）を政府が義務化（法定福利費化）する一方で、保険料拠出に連邦補助を行うことによって労働債務の一部を政府債務に引き取る提案を行った。著者は、改革の意義は民間部門の雇用主が被用者に対して任意の法定外福利費の形で医療保険を提供するというアメリカ社会の伝統的なやり方に変更を加えて、無保険者となっている自営業や中小企業の被用者の保険加入促進にあること、改革が挫折した原因はサービス産業などの労働集約産業からの負担増へ懸念表明であること等を明らかにしている。本章では、議会公聴会での一次資料の検討が行われており、実証密度が極めて高い。

第4章では、ブッシュJr.政権期における医療・年金資金に対する租税優遇措置が分析されている。ブッシュ政権期には雇用主提供医療保険における法定外福利費の削減が行われたが、他方で個人口座に対する租税優遇措置を拡充（拠出上限の引上げ等）して医療費高騰問題への対処が目論まれたこと、年金保険の分野では社会保障年金の枠内に任意の個人口座を設定して租税支出を拡充したが、増加した貯蓄は金融市場への資金流入を促したこと、個人口座化による金融市場の影響は一様ではなく所得階層や人種によって異なることが明らかにされている。本章では、企業会計における年金給付債務や医療給付債務との関連を視野に入れた事実が多数、発見されている。

第5章は、ストック・オプション制度に関する税制を分析している。ストック・オプションで税制適格とは、第1段階の権利行使時点では課税せず、第2段階の株式売却時点で

譲渡所得税が課税されることをいう。著者は、議会公聴会の一次資料を用いて、情報通信産業の利害を反映して企業会計上、ストック・オプションを費用計上しないことになったこと、ストック・オプションの権利行使が企業の課税ベースを縮小する一方で会計利益を縮小させないこと、株価上昇でストック・オプションの対象が一部の富裕層だけではなく中所得層にも広がり「準備通貨国の論理」と「国民統合の論理」との調整を容易にしたことを明らかにしている。

第3部では、国際租税政策の論理が検討されている。まず第6章は、経常収支の悪化を背景とした2つの国際租税政策を分析している。ここで著者は、2004年雇用促進法によってアメリカが輸出産業を対象とする域外所得除外制度を廃止して、国内製造業者一般を対象とした適格生産活動所得の一定割合を所得控除とする制度を導入したこと、全世界所得課税・外国税額控除方式を取りながら、子会社からの配当を非課税にする国外所得免除方式を導入したことの2点に着目する。著者は、これまでアメリカ国内企業と海外進出企業との公平性の確保という「国民統合の論理」から全世界所得合算主義・外国税額控除方式を採用していたが、経常収支の悪化への配慮やWTO違反裁定を受けて、領土内の所得のみに課税し、領土外の所得には課税しない領土主義課税方式へ傾斜していったと評価している。

第7章は、1990年代以降のアメリカでの税制改革論議、とりわけ消費課税論の展開を検証している。アメリカではフラット・タックスからUSA税へ、さらにXタックスを基本とした成長・投資税制案(GITP)という形で消費課税論が展開されてきた。著者は、こうした税制改革論議を丹念にフォローすることを通じて、消費課税論の台頭には国内貯蓄の減少改善のみならず、国境税調整(輸出免税、輸入課税)による経常収支改善という政策目的が背景にあったこと、しかし所得分配構造や輸出産業の利害を考慮して現行税制を消費課税にシフトしようとするとう所得税と変わらない複雑性を抱えてしまうというジレンマがあることを明らかにしている。

以上の分析をまとめる形で、終章では以下のような総括が下される。まずアメリカが連邦付加価値税を導入してこなかった要因について、先行研究を整理して、この問題を正面から取り扱った研究はほとんど見受けられないと総括している。これに対して著者は、連邦付加価値税の議論がアメリカの準備通貨国としての地位が懸念されはじめた時期に符合していることに着目している。すなわち「準備通貨国」であるがゆえに、低コストでの国債発行が可能であるため、所得税での租税支出プラス限定された財政支出を通じて国内の多様な利害を調整する「国内統合の論理」を貫くことができたのであり、それがアメリカの付加価値税なき租税構造が維持されてきた最大の要因であった。しかし、国内貯蓄の減少と対外債務の増加への懸念を背景にして、こうした条件は失われ、アメリカは連邦付加価値税の導入をこれまで以上に真剣に検討せざるをえなくなると展望している。

3. 以上が、本論文の要旨である。以下、評価と問題点についてまとめて述べる。

評価すべき第1の点は、本論文の論理的な一貫性に関わる。本論文は、租税制度と会計制度の境界領域に果敢に切り込むことによって、これまで十分にはなされてこなかった企業・家計間の経済循環に着目した租税分析を行い、アメリカの所得税（個人・法人・社会保障）の全体構造を有機的に描くことに成功している。例えば従来のストック・オプション税制研究では株式報酬の受取側である個人所得税に関するものが多く、支払側の法人税をも意識するものは少なかった。これに対して、本論文では議会公聴会でのストック・オプション会計と税制との取扱いの相違に関する一次資料の検証を通じて、ストック・オプションの行使が個人所得税を増収させる一方、法人所得税を減収させることを示した。

第2に、議会資料等の一次資料を用いてきわめて緻密な実証が行われていることである。本論文の大半は、議会公聴会での議論を丹念に追跡し、当局による税制改革の分析、利害関係者の主張、研究者による分析を吟味することに費やされている。1990年代以降のアメリカの租税論・税制改革論に関する日本における紹介は、税制改革の内容に関する個別の紹介が多い。しかしながら、アメリカでは課税要件（課税ベースや税率、納税義務）そのものが少数の専門家だけによって決定されるのではなく、議会（財政委員会、歳入委員会）で議論されるのであり、そのことを公聴会に提出された一次資料を駆使して浮かび上がらせた意義は大きい。それによって、税制改革の単なる骨子ではなく、改革案が提出された社会経済的な背景や意図、そしてそれらの改革論が政治プロセスの中で修正される要因が初めて明らかにされている。

評価すべき第3の点は、「国内統合の論理」と「準備通貨国の論理」の対立と調整という斬新な分析視角を租税論・税制史研究に導入したことである。租税支出プラス限定された財政支出ならびに全世界所得課税主義が、アメリカ財政の特徴であること自体は過去にも指摘されてきた。しかしながら、そうした「国内統合の論理」の背景に「準備通貨国の論理」があり、両者が密接に関連していることを明確に指摘したことは本論文の貢献である。本論文では資本所得課税の軽課、輸出促進税制、国内資金還流の軽課、非居住者の連邦利子に対する源泉徴収非課税などが「準備通貨国の論理」から導き出されているが、こうした捉え方はアメリカ租税論に一石を投じるものといえる。

とはいえ、本論文に問題点がないわけではない。その第1は、評価の第3点の裏返しになるが、「準備通貨国の論理」という概念にあいまいさが残っているということである。この概念は、静態的にとらえられており、いつ、いかなる事態を契機として、その必要性が顕在化したのかが正面から説かれていない。ドルの信認を維持しようとする論理があるとしても、FRBと財務省の政策や両者の関係や役割分担への踏み込みが不十分である。またドルの信認を議論するには、連邦債への信認、その担保となる課税権への信認、最終的にはアメリカ社会への信認について視野に入れる必要があり、本論文のように経常収支赤字とドルの信認を直接結びつけるのは論理的に飛躍している。

第2に、本論文では租税支出を通じて業種間・所得階層間の利害を調整する「国内統合の論理」がアメリカの租税政策の特長だとされているが、個別の租税支出がどのような所

得階層に向けられているかは系統的には明らかにされていない。雇用主提供医療保険と民間年金拠出は中間層、キャピタル・ゲイン優遇は富裕層、勤労所得税額控除は低所得層が主たる受益者であると思われるが、包括的資料は不足している。しかし、近年では詳細なデータが議会予算局（CBO）によって公表されるようになっている。本論文の主張を裏付けるためには、「見えない福祉国家」の受益層がいかなる所得階層・人種であるのかを明らかにし、その上でクリントン、ブッシュ Jr. 政権の医療・年金改革を位置づけるべきである。

第 3 は、本論文では連邦付加価値税の導入の可能性に言及しているが、その政治的な可能性が極めて低いことについての考察が不十分なことである。オバマ政権においても上下両院において付加価値税の議論がでてきていない。州の売上税がある連邦制国家でありながら、カナダやオーストラリアでは連邦付加価値税の導入に成功したのに、何故アメリカは消極的なのか。カナダ、オーストラリアが付加価値税を導入したのは、国内貯蓄や経常収支といったマクロ変数への配慮ではあるまい。本論文ではアメリカの政治・行政機構への検討が及んでおらず、このことが説得力を弱めている。

4. 以上のように、若干の課題は残されているといえ、分析の斬新さ、実証の緻密さ、論理的な一貫性の点から見て、本論文はきわめて高い水準にあり、博士論文として十分な条件を満たしていると評価できる。また、残された課題の多くは氏が今後取り組んで行くべきものとも考えられる。以上により、審査員は全員一致で本論文を博士（経済学）の学位を授与するにふさわしい水準にあると認定した。

2013 年 7 月

持田信樹（主査）
渋谷博史
竹野内真樹
柴田徳太郎
岡本英男